令和７年３月２６日

青森県教育委員会第９１４回定例会

期　日　　令和７年３月２６日（水）
場　所　　教育庁教育委員会室

会　議　次　第

１　開　会

２　報　告

○報告第１号　議案に対する意見について　……　1

３　議　案

○議案第１号　青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について　……（非公開の案件）
○議案第２号　青森県文化財保護審議会委員の人事について　……　2
○議案第３号　学校教育法施行細則等の一部を改正する規則案について　……　3
○議案第４号　青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について　……　10
○議案第５号　青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案について　……　15
○議案第６号　青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について　……　18
○議案第７号　青森県教育職員免許状再授与審査会規則案について　…　24
○議案第８号　青森県立学校学則の一部を改正する規則案について　…　26
○議案第９号　青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について　……　29
○議案第10号　青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について　……　32
○議案第11号　県重宝及び県無形民俗文化財の指定について　……　35

４　その他

○青森県立高等学校教育改革に関する次期計画の構成等について　…　36
○職員の懲戒処分の公表基準の改正について　……　39
○職員の懲戒処分の状況について　……　40

５　閉　会

報告第１号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第４条第１項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

１　令和６年度青森県一般会計補正予算（第４号）案（教育委員会所管分）

議案第２号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

岡　田　あゆみ
青森県文化財保護審議会委員の委嘱を解く

小　倉　匡　俊
青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

任期は令和７年３月２７日から令和８年４月８日までとする

令和７年３月２６日

青森県教育委員会

議案第３号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則案について

１　提案理由

本県に義務教育学校が設置されることに伴い、教育委員会が所管する規則について所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

令和７年４月１日に、本県で初となる義務教育学校（六戸町立義務教育学校六戸学園）が設置されることに伴い、関係規則について所要の整備を行うものである。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則案

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

（学校教育法施行細則の一部改正）

第一条　学校教育法施行細則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第七条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

学年別児童生徒数、学級数及び通学範囲							
区分 学校名	学年	児童生徒数			学級数	通学範囲	
		男	女	計		距離 (キロメートル)	区域

	計						

備考１　通学範囲の距離欄には最長距離を、区域欄には地区名を記入のこと。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

（青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条　青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則（昭和四十八年一月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公立小学校等の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則

第一条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則の一部改正）

第三条　青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則（昭和五十四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公立小学校等の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則

第一条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則　新旧対照表

朱書・下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
（定義） 第一条　この規則で学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校を、専修学校とは、法第百二十四条に規定する専修学校のうち、公立の専修学校を、各種学校とは、法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。	（定義） 第一条　この規則で学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を、専修学校とは、法第百二十四条に規定する専修学校のうち、公立の専修学校を、各種学校とは、法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。
（学校設置の認可申請又は届出） 第二条　学校の設置についての認可の申請又は届出は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第三条に定めるものに、次の書類（小学校、中学校及び義務教育学校については、第二号及び第三号の書類を除く。）を添えてしなければならない。 一～五　（略）	（学校設置の認可申請又は届出） 第二条　学校の設置についての認可の申請又は届出は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第三条に定めるものに、次の書類（小学校及び中学校については、第二号及び第三号の書類を除く。）を添えてしなければならない。 一～五　（略）
（二部授業の届出） 第七条　小学校、中学校又は義務教育学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）における二部授業の届出は、施行規則第九条に定める書類に、教室の配置図を添えてしなければならない。	（二部授業の届出） 第七条　小学校又は中学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）における二部授業の届出は、施行規則第九条に定める書類に、教室の配置図を添えてしなければならない。

改　正　後

別記様式

学年別児童生徒数、学級数及び通学範囲

区分／学校名	学年	児童生徒数			学級数	通学範囲	
		男	女	計		距離（キロメートル）	区域
	計						

備考1　通学範囲の距離欄には最長距離を、区域欄には地区名を記入のこと。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改　正　前

別記様式

学年別児童(生徒)数、学級数及び通学範囲

区分／学校名	学年	児童(生徒)数			学級数	通学範囲	
		男	女	計		距離（キロメートル）	区域
	計						

備考1　通学範囲の距離欄には最長距離を、区域欄には地区名を記入のこと。
　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則　新旧対照表

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
第六条　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。	第六条　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。
一　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。	一　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
二・三　（略）	二・三　（略）
四　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。	四　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
五　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の学校図書館の指導及び助言に関すること。	五　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の学校図書館の指導及び助言に関すること。
六・七　（略）	六・七　（略）
八　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の産業教育及び理科教育の振興、市町村立小学校、中学校及び義務教育学校のへき地教育の振興並びに県立高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関すること。	八　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の産業教育及び理科教育の振興、市町村立小学校及び中学校のへき地教育の振興並びに県立高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関すること。
九～十一　（略）	九～十一　（略）
十二　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の展示及び採択地区並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。	十二　市町村立小学校及び中学校の教科用図書の展示及び採択地区並びに市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。
十三・十四　（略）	十三・十四　（略）
十五　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校に係る教育研究団体に関すること。	十五　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校に係る教育研究団体に関すること。
十六　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教員の現職教育に関すること。	十六　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教員の現職教育に関すること。
十七～三十一　（略）	十七～三十一　（略）
三十二　県立特別支援学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に関すること。	三十二　県立特別支援学校並びに市町村立小学校及び中学校の特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に関すること。
三十三～三十六　（略）	三十三～三十六　（略）

第七条　教職員課においては、次の事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校の設置及び廃止並びに管理の指導及び助言並びに県立中学校及び高等学校の管理に関すること。 八　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制並びに県立中学校及び高等学校の組織編制に関すること（高等学校教育改革推進室の所掌に係る事務を除く。）。 九～十三　（略）	第七条　教職員課においては、次の事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び専修学校の設置及び廃止並びに管理の指導及び助言並びに県立中学校及び高等学校の管理に関すること。 八　市町村立小学校及び中学校の学級編制並びに県立中学校及び高等学校の組織編制に関すること（高等学校教育改革推進室の所掌に係る事務を除く。）。 九～十三　（略）
（教育事務所の分課及び分掌事務） 第十二条　（略） ２　総務課においては、次の事務をつかさどる。ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第六号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置及び廃止並びに学級編制に関すること。 八～十三　（略） ３　教育課においては、次の事務をつかさどる。 一　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 二　市町村立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校の教員の研修に関すること。 三～六　（略）	（教育事務所の分課及び分掌事務） 第十二条　（略） ２　総務課においては、次の事務をつかさどる。ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第六号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校及び中学校の設置及び廃止並びに学級編制に関すること。 八～十三　（略） ３　教育課においては、次の事務をつかさどる。 一　市町村立幼稚園、小学校及び中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 二　市町村立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の教員の研修に関すること。 三～六　（略）

議案第４号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

青森県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い関係課の所掌事務を改めるとともに、その他所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

（１）令和７年４月１日に、教育委員会の新たな附属機関として青森県教育職員免許状再授与審査会を設置することから、当該審査会に関する事務について、教育職員の免許状に関する事務を所管している教職員課の所掌事務とするものである。

（２）令和７年４月１日に、本県では初となる義務教育学校（六戸町立義務教育学校六戸学園）が設置されることに伴い、関係する学校教育課、教職員課及び教育事務所の所掌事務における小学校や中学校などの校種に関する規定に義務教育学校を追加するものである。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第七条中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

第十二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則　新旧対照表

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
第六条　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。	第六条　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。
一　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。	一　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
二・三　（略）	二・三　（略）
四　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。	四　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
五　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の学校図書館の指導及び助言に関すること。	五　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の学校図書館の指導及び助言に関すること。
六・七　（略）	六・七　（略）
八　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の産業教育及び理科教育の振興、市町村立小学校、中学校及び義務教育学校のへき地教育の振興並びに県立高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関すること。	八　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の産業教育及び理科教育の振興、市町村立小学校及び中学校のへき地教育の振興並びに県立高等学校の定時制教育及び通信教育の振興に関すること。
九～十一　（略）	九～十一　（略）
十二　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の展示及び採択地区並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。	十二　市町村立小学校及び中学校の教科用図書の展示及び採択地区並びに市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関すること。
十三・十四　（略）	十三・十四　（略）
十五　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校に係る教育研究団体に関すること。	十五　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校に係る教育研究団体に関すること。
十六　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立中学校及び高等学校の教員の現職教育に関すること。	十六　市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教員の現職教育に関すること。
十七～三十一　（略）	十七～三十一　（略）
三十二　県立特別支援学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に関すること。	三十二　県立特別支援学校並びに市町村立小学校及び中学校の特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に関すること。
三十三～三十六　（略）	三十三～三十六　（略）

第七条　教職員課においては、次の事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　県教育職員免許状再授与審査会に関すること。 七　教育職員の免許状に係る教科以外の教科の教授担任許可及び教育職員の免許状を有しない者を教科の領域の一部に係る事項又は教科に関する事項の教授又は実習を担任する非常勤講師に充てることの届出に関すること。 八　市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び専修学校の設置及び廃止並びに管理の指導及び助言並びに県立中学校及び高等学校の管理に関すること。 九　市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制並びに県立中学校及び高等学校の組織編制に関すること（高等学校教育改革推進室の所掌に係る事務を除く。）。 十～十四　（略）	第七条　教職員課においては、次の事務をつかさどる。 一～五　（略） ［新設］ 六　教育職員の免許状に係る教科以外の教科の教授担任許可及び教育職員の免許状を有しない者を教科の領域の一部に係る事項又は教科に関する事項の教授又は実習を担任する非常勤講師に充てることの届出に関すること。 七　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び専修学校の設置及び廃止並びに管理の指導及び助言並びに県立中学校及び高等学校の管理に関すること。 八　市町村立小学校及び中学校の学級編制並びに県立中学校及び高等学校の組織編制に関すること（高等学校教育改革推進室の所掌に係る事務を除く。）。 九～十三　（略）

（教育事務所の分課及び分掌事務） 第十二条　（略） ２　総務課においては、次の事務をつかさどる。ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第六号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置及び廃止並びに学級編制に関すること。 八～十三　（略） ３　教育課においては、次の事務をつかさどる。 一　市町村立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 二　市町村立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校の教員の研修に関すること。 三～六　（略）	（教育事務所の分課及び分掌事務） 第十二条　（略） ２　総務課においては、次の事務をつかさどる。ただし、西北教育事務所、上北教育事務所及び下北教育事務所にあつては、第六号に掲げる事務のうち第十一条第三項に規定する事務を除く。 一～六　（略） 七　市町村立幼稚園、小学校及び中学校の設置及び廃止並びに学級編制に関すること。 八～十三　（略） ３　教育課においては、次の事務をつかさどる。 一　市町村立幼稚園、小学校及び中学校の教育課程学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。 二　市町村立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の教員の研修に関すること。 三～六　（略）

議案第５号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

令和６年度末の人事異動により、総合学校教育センターの所長配置体制を変更することに伴い、所長及び副所長の職務に関する規定を改めるとともに、所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

（１）当分の間、常勤の所長を配置せず、総合学校教育センターの所管業務について専門的な知識や経験を有する特別職（非常勤）の所長を配置することから、副所長が常勤の所長の職務を担うことができるよう、規定を追加するものである。

（２）令和７年４月１日に、本県では初となる義務教育学校（六戸町立義務教育学校六戸学園）が設置されることに伴い、所掌事務における小学校や中学校などの校種に関する規定に義務教育学校を追加するものである。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則に次の一項を加える。

４　第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県総合学校教育センター組織規則　新旧対照表

傍線部は改正部分

改　　正　　後	改　　正　　前
（所掌事務） 第三条　総務課においては、次の事務を所掌する。 一～八　［略］ ２　義務教育課においては、次の事務を所掌する。 一　幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育内容、教育方法、学校経営等に関する研修及び研究に関すること。 二　幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。 附　則 １～３［略］ 〔次のよう〕［略］ ４　第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。	（所掌事務） 第三条　総務課においては、次の事務を所掌する。 一～八　［略］ ２　義務教育課においては、次の事務を所掌する。 一　幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校における教育内容、教育方法、学校経営等に関する研修及び研究に関すること。 二　幼稚園、小学校及び中学校における教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。 附　則 １～３［略］ 〔次のよう〕［略］

議案第６号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

教育職員免許法に基づき、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、講師等に授与する臨時免許状について、申請書類の一部を簡略化するとともに、教育職員免許法の一部改正及び関係法律の改廃に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

（１）講師等に授与する臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状の授与を受けようとする場合において、申請書類の一部を省略できるよう関係規定を改正するもの。

（２）教育職員免許法の一部改正により、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る幼稚園教諭免許状授与の要件を緩和する特例期間が１０年間から１５年間に延長されることに伴い、関係規定を改正するもの。

（３）外国人登録法の廃止及び刑法の改正により、関係規定を改正するもの。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日

第９号様式の規定の改正は、令和７年６月１日

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「外国人」を「日本国籍を有しない者」に、「市区町村長の発行する外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による登録済証明書」を「国籍を証明できる書類」に改める。

第八条第二項中「臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状」を「前項」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状の授与を受けようとする場合は、前項第三号に掲げる書類の提出を省略することができる。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

第九号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第九号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則　新旧対照表

下線部は改正部分

改　　正　　後	改　　正　　前
第二章 （普通免許状授与の申請） 第三条　免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条第一項又は免許法附則第八項若しくは第十一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一　履歴書（第四号様式） 二　宣誓書（第九号様式） 三　戸籍抄本（日本国籍を有しない者にあつては、国籍を証明できる書類。以下同じ。） 四～八（略）	第二章 （普通免許状授与の申請） 第三条　免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条第一項又は免許法附則第八項若しくは第十一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一　履歴書（第四号様式） 二　宣誓書（第九号様式） 三　戸籍抄本（外国人にあつては、市区町村長の発行する外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による登録済証明書。以下同じ。） 四～八（略）

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
第二章 （検定による臨時免許状授与の申請） 第八条　略 ２　前項の規定にかかわらず、臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状の授与を受けようとする場合は、前項第三号に掲げる書類の提出を省略することができる。 ３　前項の授与を受けようとする者は、第一項各号に掲げる書類のほか通信教育、免許法認定講習、免許法認定公開講座等における研修の状況を証する書面を提出することができる。 附　則 １～２　略 （経過措置） ３　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間において、免許法附則第十八項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一～六　略	第二章 （検定による臨時免許状授与の申請） 第八条　略 （新設） ２　臨時免許状の有効期間が終り再び臨時免許状の授与を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類のほか通信教育、免許法認定講習、免許法認定公開講座等における研修の状況を証する書面を提出することができる。 附　則 １～２　略 （経過措置） ３　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十年を経過する日までの間において、免許法附則第十八項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一～六　略

下線部は改正部分

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 １～２　略 （経過措置） ３　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間において、免許法附則第十八項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一　人物に関する証明書 二　身体に関する証明書 三　出身学校の卒業又は修了証明書 四　学力に関する証明書 五　免許法附則第十八項に規定する基礎資格を有することを証明する書類 六　実務証明書（附則様式）	附　則 １～２　略 （経過措置） ３　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して十年を経過する日までの間において、免許法附則第十八項の規定により、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 一　人物に関する証明書 二　身体に関する証明書 三　出身学校の卒業又は修了証明書 四　学力に関する証明書 五　免許法附則第十八項に規定する基礎資格を有することを証明する書類 六　実務証明書（附則様式）

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
第9号様式(第3条関係) 年　月　日 青森県教育委員会　殿 氏　名 (旧姓・通称名) 宣　誓　書 私は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。 備考　教育職員免許法第5条第1項 三　拘禁刑以上の刑に処せられた者 四　第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 五　第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 六　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 注1　旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	第9号様式(第3条関係) 年　月　日 青森県教育委員会　殿 氏　名 (旧姓・通称名) 宣　誓　書 私は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。 備考　教育職員免許法第5条第1項 三　禁錮以上の刑に処せられた者 四　第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 五　第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 六　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 注1　旧姓及び通称名の記入は、任意とする。 2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

議案第７号

青森県教育職員免許状再授与審査会規則案について

１　提案理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第６条の規定に基づき、青森県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

２　概要

（１）審査会の委員は、５人以内で構成し、以下のいずれかに該当する者とする。【第２条関係】

・医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

・その他青森県教育委員会が適当と認める者

（２）委員の守秘義務を定める。【第２条関係】

（３）審査会の会議の主宰者を会長とする。【第３条関係】

（４）審査会の会議は非公開とする。【第３条関係】

（５）審査会の議事について利害関係を有する者は、議事に参加することができない。【第３条関係】

（６）必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。【第３条関係】

３　規則案

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日

青森県教育職員免許状再授与審査会規則案

青森県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、青森県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　審査会は、委員五人以内で組織する。

２　省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二　その他青森県教育委員会が適当と認める者

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第三条　審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

２　審査会の会議は、公開しない。

３　審査会の議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任）

第四条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

議案第８号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

青森県立五所川原農林高等学校の学科の設置及び廃止並びに義務教育学校の設置に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

（１）県立高等学校の学科の設置及び廃止

青森県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科の募集停止並びに環境科学科の設置に伴う所要の整備を行うものである。

（２）義務教育学校の設置

六戸町において、現在設置している小学校３校、中学校２校を統合し、令和７年４月１日に、新たな義務教育学校を設置することに伴う所要の整備を行うものである。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

５　その他

青森県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を、「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同条第四項中「準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

第十三条の二中「中学校」の下に「若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校」を加える。

第三十四条第三項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加える。

第三十八条中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業」の下に「又は義務教育学校の前期課程を修了」を加える。

別表第一青森県立五所川原農林高等学校の項中「森林科学科
環境土木科」を「環境科学科」に改める。

附　則

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2　青森県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則　新旧対照表

下線部は改正部分

改正後

（入学資格）

第十三条　高等学校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

２・３　（略）

４　高等学校の専攻科に入学できる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

５　（略）

（県外からの入学）

第十三条の二　他の都道府県から高等学校に入学しようとする者は、在学又は出身の中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長を経て、教育委員会に願い出て、承認を得なければならない。

（入学）

第三十四条　（略）

２　（略）

３　中学部に入学できる者は、小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は小学部の課程を修了した者とする。

４　（略）

（入学）

第三十八条　中学校に入学できる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。

別表第一

名　　称	位　置	課　程	学　科	修業年限
（略）				
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科	三年
			環境科学科	
			食品科学科	
（略）				

改正前

（入学資格）

第十三条　高等学校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

２・３　（略）

４　高等学校の専攻科に入学できる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

５　（略）

（県外からの入学）

第十三条の二　他の都道府県から高等学校に入学しようとする者は、在学又は出身の中学校の校長を経て、教育委員会に願い出て、承認を得なければならない。

（入学）

第三十四条　（略）

２　（略）

３　中学部に入学できる者は、小学校又は小学部の課程を修了した者とする。

４　（略）

（入学）

第三十八条　中学校に入学できる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

別表第一

名　　称	位　置	課　程	学　科	修業年限
（略）				
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科	三年
			森林科学科	
			環境土木科	
			食品科学科	
（略）				

議案第９号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

学校医及び学校歯科医の報酬年額を改めるため提案するものである。

２　概要

学校医及び学校歯科医の報酬年額を２０万９千円から２１万円に増額するものである。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十万九千円」を「二十一万円」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則　新旧対照表

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
（報酬） 第五条　校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあっては二十一万円、薬剤師にあっては十五万六千円とする。 ２・３　［略］	（報酬） 第五条　校医及び薬剤師の報酬は年額とし、その額は校医にあっては二十万九千円、薬剤師にあっては十五万六千円とする。 ２・３　［略］

議案第１０号

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について

１　提案理由

三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧に係る使用料について、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者の使用料を徴収しないこととしたことから、三内丸山遺跡センターの使用料の免除に関する規定について改めるほか、所要の整備を行うため提案するものである。

２　概要

（１）使用料の免除

三内丸山遺跡センターを高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒が観覧する場合に使用料の全部を免除するなど、所要の整備を行う。

（２）所長の職務

三内丸山遺跡センターでは、本規則上の所長を欠員とした上で、特別職（非常勤）の所長を配置し、当分の間、所長業務は副所長が担うこととしていたが、常勤の所長を配置することに伴い所長業務に関する規定を改める。

３　改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

４　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則（平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「条例別表第一号に掲げる常設の展示」を「遺跡に関する資料」に改め、同項第一号中「教育課程に基づく学習活動として」を「高等学校、中等教育学校後期課程及び」に改め、同項第二号中「義務教育学校」の下に「、高等学校」を加え、「前期課程」を削り、「、生徒」を「又は生徒」に改め、同項第三号中「及び」を「を」に改め、同条第二項第一号中「義務教育学校」の下に「、高等学校」を加え、「前期課程」を削り、「、生徒」を「又は生徒」に、「第七号」を「第六号」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○三内丸山遺跡センター規則　新旧対照表

下線部は改正部分

改　正　後	改　正　前
（使用料の免除） 第十条　所長は、遺跡に関する資料の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。 一　高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき　使用料の全部の額 二　教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒を引率する教職員が観覧するとき　使用料の全部の額 三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年を引率する当該施設の職員が観覧するとき　使用料の全部の額 四～七　（略） ２　（略） 一　専ら小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びに前項第二号から第六号までに規定する者を対象とする事業のために使用するとき　使用料の全部の額 二～三　（略） 附　則 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。	（使用料の免除） 第十条　所長は、条例別表第一号に掲げる常設の展示の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条の規定により、使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。 一　教育課程に基づく学習活動として特別支援学校高等部の生徒が観覧するとき　使用料の全部の額 二　教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒を引率する教職員が観覧するとき　使用料の全部の額 三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき　使用料の全部の額 四～七　（略） ２　（略） 一　専ら小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童、生徒並びに前項第二号から第七号までに規定する者を対象とする事業のために使用するとき　使用料の全部の額 二～三　（略） 附　則 １　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 ２　第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、 副所長が行うものとする。この場合において、第六条、第七条第三項、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。

議案第１１号

県重宝及び県無形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和５０年１２月青森県条例第４６号）第４条第１項及び第３０条第１項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

１　県重宝に指定するもの

種　別	名　　称	員数	所在地	所有者
県重宝（彫刻）	木造天部立像	１軀	八戸市大字是川字中居１８－２	宗教法人清水寺

２　県無形民俗文化財に指定するもの

種　別	名　　称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	栗山太神楽	むつ市栗山町	栗山太神楽保存会

［その他］

県立高等学校教育改革次期計画の構成等について

１　県立高等学校教育改革次期計画の構成

次期計画は次のとおり「基本方針」と「実施計画」とで構成する。

（１）基本方針

ア　位置付け等

令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校づくりに関する基本的な方向性等を示す。

- 基本的な考え方
- 高等学校の魅力づくり
- 学科等の魅力づくり
- 学校配置　　等

イ　期間

令和１０年度以降の１０年間

ウ　策定時期

令和７年９月頃

（２）第１期・第２期実施計画（仮称）

ア　位置付け等

令和１０年度以降の具体的な学科改編や学校配置等を示す。

イ　期間

第１期：令和１０年度から令和１４年度までの５年間
第２期：令和１５年度から令和１９年度までの５年間

ウ　策定時期

第１期：令和８年１０月頃
第２期：第１期実施計画において見通しを示す。

２　魅力ある県立高等学校づくりに関する地区懇談会の開催状況

（１）開催目的

青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書の内容を広く県民へ説明するとともに、令和１０年度以降の魅力ある県立高等学校づくりに関する意見等を伺うため、県内６会場で地区懇談会を開催したもの。

（２）開催状況

開催期間：令和７年３月１０日から令和７年３月１９日まで
開 催 地：県内６会場（東青、西北、中南、上北、下北、三八）
参加者数：計２３人

（３）主な意見等

［魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方に関すること］

○　将来、社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう、生徒のニーズに応じたきめ細かな教育を提供する必要がある。
○　通学支援を実施してほしい。

［学校・学科の充実に関すること］

○　生徒の特性等に応じたきめ細かな指導を行うため、特別支援学校等との連携を推進してほしい。
○　特別な教育的支援を必要とする生徒への対応として、通級による指導の充実を図る必要がある。
○　学校規模にかかわらず、遠隔授業の実施を進めてほしい。
○　単位制や少人数学級編制は推進してほしい。
○　学校の特色化と高校間の連携が重要である。
○　地域等と一体となって学校づくりを推進してほしい。
○　地域や関係機関等との連携を担うコーディネーターの配置について、県と市町村が協力しながら進める必要がある。

［学校配置に関すること］

○　郡部にある高校の通学手段の確保など、魅力化・特色化に取り組み、存続させる方向で検討してほしい。
○　義務教育段階における不登校経験を有する生徒への対応として、定時制課程の配置拡充について検討する必要がある。
○　学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮してほしい。
○　統合を行う場合には、地域や教員の意見を取り入れながら、教育活動の充実に向けた検討を進めてほしい。

［地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくりに関すること］

○　魅力ある高校づくりには、地域の理解と協力が必要であるため、令和１０年度以降の具体的な対応に関する検討状況について、小・中学生やその保護者にしっかりと周知してほしい。

○　地域等からの良い意見については、令和１０年度を待たずに対応してほしい。

○　地域の意見を十分に取り入れられるよう、地区懇談会を各地区の中心部以外で開催することも検討してほしい。

［その他］

職員の懲戒処分の公表基準の改正について

1　改正の趣旨

昨年度来、重大な非違行為が立て続けに発生している状況に鑑みて、懲戒処分について県民に説明責任を果たすことや、職員の同種事案への抑止策として、また、非違行為を厳しく取り扱う姿勢を県民や職員に示すため、「職員の懲戒処分の公表基準」を改正し、免職の事案等について氏名及び所属名を公表する等の改正を行う。

2　改正内容

（1）被処分者に係る事項

これまで、特定の個人が識別され又は識別され得る情報を除いて公表することとしてきたところ、改正後は、「免職の事案」について、氏名及び所属名を公表することとした。

また、免職の事案以外で「警察発表により氏名が公になっているなど、社会的影響が大きいもの」について、個別の事案ごとに所属及び氏名の公表を判断することとした。

（2）公表の例外

これまでも、被害者の権利利益が害されるおそれがある場合等には、公表事項の全部又は一部を公表しないこととしてきたところ、改正後は、その意図を明確にするため、被害者の権利利益が害されるおそれがある場合の内容を基準として定めることとした。

3　施行日

令和７年４月１日

［その他］

職員の懲戒処分の状況について
令和７年３月（２月１日～３月２５日分）

青森県教育委員会

事案１　（処分後速やかに公表した事案）

①被 処 分 者　　三八地域の高等学校　教諭（４１歳　男性）

②事案の概要等　　わいせつ行為

令和６年６月２７日、県内のホテルにおいて、１８歳未満と知りながら女子中学生にわいせつ行為を行い、令和６年９月２５日、県内のホテルにおいて、１８歳未満と知りながら女子高校生にわいせつ行為を行ったもの。

③処 分 内 容　　免職

④処分年月日　　令和７年２月７日

事案２　①被 処 分 者　　上北地域の高等学校　教諭（４０歳　男性）

②事案の概要等　　人身事故

- 令和６年８月２５日（日）午後５時１０分頃
- 上北郡野辺地町内の町道
- 自動車を運転中、信号のない交差点に進入したところ、右方向から直進してきた自動車と衝突したもの。
- 事故の相手方（運転者は１か月の加療、同乗者は１週間の加療）

③処 分 内 容　　戒告

④処分年月日　　令和７年２月２１日

事案３　①被 処 分 者　　中南地域の高等学校　技能職員（４６歳　男性）

②事案の概要等　　横領

令和４年度に幹事をしていた職員の親睦会において、職員から徴収した令和４年８月分の会費から１２万円を私的に費消したもの。

③処 分 内 容　　停職４月

④処分年月日　　令和７年３月１７日

事案４　①被 処 分 者　　上北地域の小学校　教諭（５４歳　女性）

②事案の概要等　　人身事故

・　令和６年３月６日（水）午前７時５９分頃

・　八戸市内の市道

・　自動車を運転中、二車線道路において車線変更したところ、後方から来た自動車と衝突したもの。

・　事故の相手方（１名　３０日以上の加療）

③処 分 内 容　　戒告

④処分年月日　　令和７年３月１８日

事案５　①被 処 分 者　　東青地域の中学校　教諭（５８歳　女性）

②事案の概要等　　人身事故

・　令和６年３月１９日（火）午前７時３０分頃

・　青森市内の市道

・　自動車を運転中、交差点を右折したところ、横断中の歩行者と接触したもの。

・　事故の相手方（１名　２週間の加療）

③処 分 内 容　　戒告

④処分年月日　　令和７年３月２１日

⑤そ　の　他　　令和５年８月３０日に人身事故を起こしていることから量定を加重

［その他］

職員の懲戒処分の状況について
（令和５年４月の処分事案）

青森県教育委員会

事案　①被 処 分 者　　特別支援学校　教諭（４９歳　男性）

②事案の概要等　　盗撮

令和４年１２月３１日（土）午後１時２０分頃、八戸市内のホテルの客室において、ビデオカメラを設置し、待ち合わせをしていた女性を盗撮したもの。

③処 分 内 容　　停職３月

④処 分 年 月 日　　令和５年４月２６日

※　令和５年５月１０日付けで、被処分者から県人事委員会に対して審査請求書が提出されたほか、被処分者から県教育委員会に対して審査請求の裁決までの間、公表を差し控えてほしい旨の申し出があったため、令和５年５月に予定していた事案の公表を見送り、審査請求に係る県人事委員会の裁決を踏まえて対応することとしていたもの。

その後、令和７年１月３０日付けで、県教育委員会が行った停職３月の懲戒処分を承認する旨の裁決が県人事委員会においてなされたことを受け、公表することとしたもの。